

かわべり 小浜縦貫線「川縁交差点」（広峰）の優先道路が変更になりました

■問い合わせ 都市整備課 ☎ 64・6025

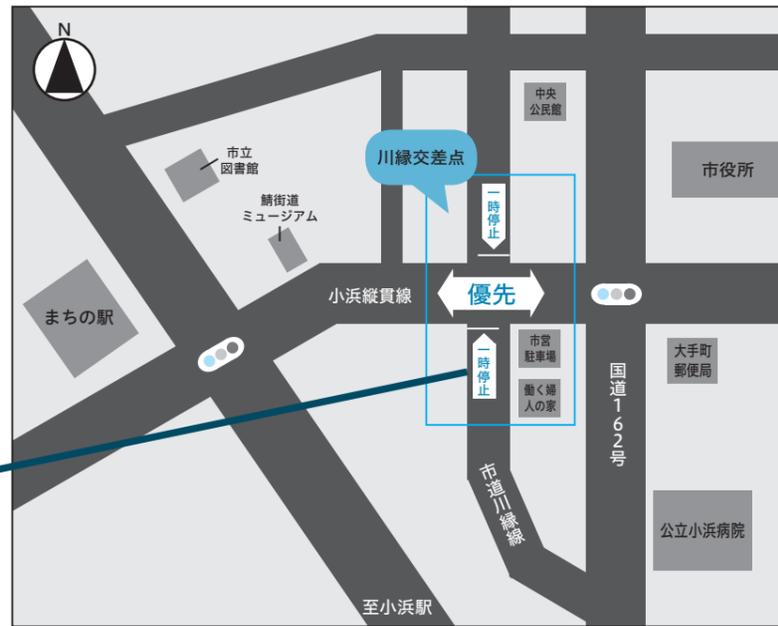
1月22日から、交差点における優先道路が変更になりました（右図）。

大手町郵便局からまちの駅までを結ぶ小浜縦貫線が優先道路となり、小浜病院から清滝交差点までを結ぶ市道川縁線は一時停止が必要です。

通行の際は、十分注意してください。



▲川縁交差点付近の様子（一時停止付近）



手続きはお早めに！

住民税非課税世帯などに臨時特別給付金を支給します

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6011

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円の「臨時特別給付金」を支給します。

給付金を受け取るには、要件に応じた手続きが必要です。下記を参考に、市からの通知に返信、または申請書を提出してください。

▶対象世帯 下表の①または②のいずれかに該当する世帯

▶支給時期 確認書または申請を受け付けてから1～2週間後に口座に振り込みます

▶給付金の受け取り手続き

対象者	手続き内容
① 世帯全員の令和3年度住民税が非課税の世帯 ※令和3年12月10日時点の住民基本台帳に記録されている世帯が対象 ※ただし、世帯全員が住民税を課されている親族などの扶養を受けている世帯は除く	「確認書」の提出が必要です。 確認書は、市が1月下旬から順次、対象者へ送付しています。内容を確認の上、同封の封筒で返送してください。 【返送期限 確認書に記載の「発行日」から3カ月以内】
② 新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和3年1月以降の収入が減少し、①と同等の水準になったと認められる世帯	申請が必要です。 市民福祉課窓口または市公式ホームページにある申請書に、添付書類を添えて、市民福祉課まで提出してください。 【提出期限 9月30日 ☎ ※消印有効】

大手橋・城内橋・西津橋の架け替え工事に合わせて車両通行止めを実施します

■問い合わせ 県嶺南振興局小浜土木事務所 ☎ 56・2102
都市整備課 ☎ 64・6025

大手橋・城内橋・西津橋の3橋は、市内を横断する南川・多田川・北川の3つの川に架かり、小浜のまちを結ぶために重要な経路です。

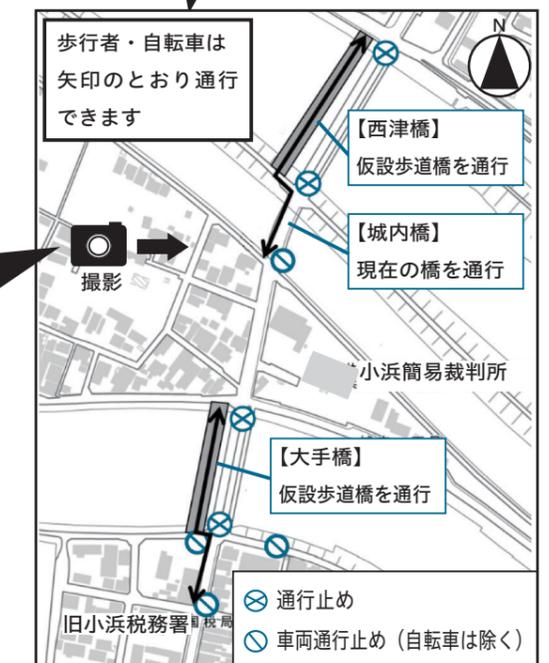
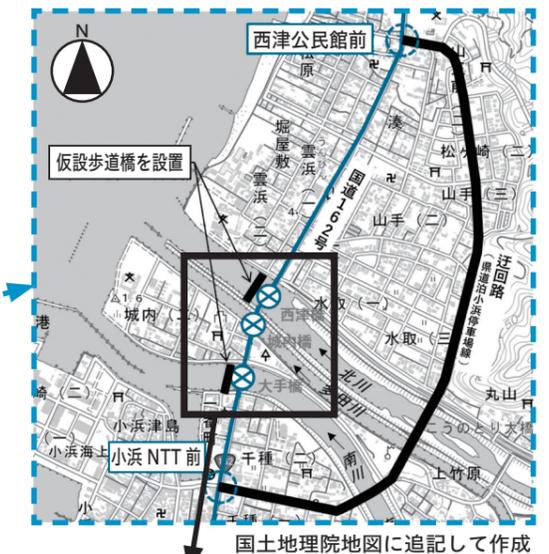
このうち大手橋と西津橋は、設置から80年あまりが経過して老朽化が激しく、道幅も狭いため、車の安全な運行に支障があります。

また、3橋は小・中学生の通学路にもなっており、歩行者の安全対策も必要です。

このため県では、3橋の架け替え工事を、令和4年7月頃から令和9年6月頃までの予定で実施します。

工事期間中は、3橋とも車両通行止めとなりますので、迂回路の利用をお願いします。

徒歩・自転車での通行については、大手橋・西津橋は現在の橋の下流側に設置する仮設歩道橋を、城内橋は現在の橋をそのまま利用できます。



工事によりご迷惑をおかけしますが、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

国土地理院地図に追記して作成